

# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正について

令和5年1月 川口市子ども部子ども総務課作成

この資料は、令和5年1月時点での情報等に基づき作成したものであり、今後、変更となる可能性もありますので、ご注意ください。

## ■改正事項

○：義務 △：努力義務

改正事項	義務付け区分
1 安全計画の策定等	○（注1）
2 自動車を運行する場合の所在の確認等	○
3 業務継続計画の策定等	△
4 衛生管理における講ずるべき措置の内容の具体化	△

## ■改正事項の施行年月日

令和5年4月1日

注1 改正事項1については、令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置が設けられています。

## ■改正事項の内容

改正事項の内容については、以下の1～4のとおりです。

なお、1～4の事項に関する国の通知等については、川口市のホームページに掲載していますので、必要に応じて閲覧又はダウンロードしてください。

川口市（青少年対策室）ホームページ

URL：[https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/060/10\\_1/41162.html](https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/060/10_1/41162.html)

## 1 安全計画の策定等

### (1) 改正事項の内容

- ①利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこと。

- ②職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。
- ③利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないこと。
- ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

※①～③について、令和6年3月31日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## (2) 参考資料

- ・放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月21日付通知）  
※上記の通知に安全計画のひな形が示されているので、必要に応じて活用してください。

## 2 自動車を運行する場合の所在の確認等

### (1) 改正事項の内容

- ①利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこと。

### (2) 参考資料

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（令和4年12月28日付通知）

## 3 業務継続計画の策定等

### (1) 改正事項の内容

- ①放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこと。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

### (2) 参考資料

- ・児童福祉施設等における業務継続計画等について（令和4年12月23日付通知）
- ・児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和4年3月31日）
- ・児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）

### (3) その他

- ・児童福祉施設に係るBCPについて URL：[https://youtu.be/KoSbv\\_uINE](https://youtu.be/KoSbv_uINE)  
※上記の動画（1時間程度）は国が作成したものです。

## 4 衛生管理における講ずるべき措置の内容の具体化

### (1) 改正事項の内容

- ①職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこと。

### (2) 参考資料

- ・児童福祉施設等における業務継続計画等について（令和４年１月２３日付通知）
- ・児童福祉施設における感染症対策マニュアル（令和４年３月３１日）

### (3) その他

- ・児童福祉施設に係る感染症対策について URL：[https://youtu.be/Hj4y\\_3Tqjbg](https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg)  
※上記の動画（４０分程度）は国が作成したものです。

### 問い合わせ先

#### ○民間放課後児童クラブ

子ども部青少年対策室：048-258-1115（直通）

#### ○公設放課後児童クラブ

学校教育部学務課：048-259-7659（直通）